

令和8年度奈良県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づき、教職員等に対し免許状取得に必要な単位を修得する機会を与え、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催

奈良県教育委員会

3 指導大学

奈良教育大学

4 開設科目、日程及び会場（詳細は別紙1のとおり）

※ 現在文部科学省へ認定申請中のため変更が生じる場合がある。

| 講座番号 | 取得対象の免許 | 開設科目 | 日程 | 会場 |
|------|---------|------------------------|-------------------|------------------------|
| 1 | 特支一・二種免 | 肢体不自由教育総論 | 7月22日(水)～7月23日(木) | 奈良公園バスセンター レクチャーホール |
| 2 | 特支一・二種免 | 病弱教育総論 | 8月20日(木)～8月21日(金) | 奈良公園バスセンター レクチャーホール |
| 3 | 特支一・二種免 | 発達障害・重複障害教育総論 (その2) | 7月29日(水)～7月30日(木) | 奈良公園バスセンター レクチャーホール |

5 受講定員 各講座200名程度

6 受講資格

(1) 特別支援学校教諭2種免許状を取得しようとする場合

奈良県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、義務教育学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、講師（会計年度任用職員を含む）のうち、令和8年4月1日現在で基礎となる普通免許状取得後3年以上の常勤での実務経験がある者。

受講日に特別休暇、休職、育児休業等により勤務していない者は申し込めない。

(2) 特別支援学校教諭1種免許状を取得しようとする場合

奈良県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、義務教育学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、講師（会計年度任用職員を含む）のうち、特別支援学校教諭2種免許状を取得した後、令和8年4月1日現在で免許状の当該学校における3年以上の常勤での実務経験がある者。

受講日に特別休暇、休職、育児休業等により勤務していない者は申し込めない。

7 単位認定

各科目1単位とし、1単位ごとに出席、試験その他による成績審査に合格した者に単位を授与する。遅刻・欠席した場合は、不合格となる。(不可抗力により講習が中止となった場合も同様の取り扱いとする。)

8 受講料

徴収しない。ただし、受講に要するテキスト代及び教材費等があれば受講者の負担とする。

9 受講申込み

申込みは、「令和8年度奈良県教育委員会免許法認定講習受講申し込みフォーム」により行うこと。

<申し込みフォーム>

<https://forms.gle/mWwp5QQZ4p2CTmFx5>



(1) 申し込み期限

令和8年6月12日(金)

(2) 問い合わせ

受講に関する事等については、下記の問い合わせフォームにて問い合わせること。

<問い合わせフォーム>

<https://forms.gle/wjaxSqxCcmptd51N9>



10 受講者の決定

- ・ 受講希望者が定員を超える場合は、職・在職年数等を考慮し受講者を決定する。取得希望免許状に関して認定講習等で既に修得した単位がある場合は、必ず記載すること。

認定講習受講については、令和5年4月10付け教特第18号「奈良県の小中学校等におけるインクルーシブ教育システムの理念に基づいた特別支援教育の推進について」等に基づき、下記

①②③に該当する者を優先する。

① 令和5年度以降に奈良県公立学校教員として採用された小学校教員で免許取得を希望する者。

(基礎となる普通免許状取得後の常勤での実務経験3年未満は受講対象者ではありません)

② 通級指導教室を担当する教員

③ 奈良県公立学校教員として採用後10年未満の教員で免許取得を希望する者。

※希望者が多数の場合は、受講資格(1)の者を優先する。

- ・ 受講の可否は、令和8年7月中頃に申込みフォームにおいて登録したメールへ送信予定。

11 欠席等について

- ・ 講義を欠席する場合は、事前に所定の欠席届（様式2、所属長の公印必要）を、奈良県教育委員会教職員課あてに提出すること。（電話連絡不可）
- ・ 緊急の場合も電話連絡は必要ない。後日「欠席届」を提出すること。
- ・ 申込の前に、研修や学校行事等の日程と重複しないことを必ず確認すること。

<提出先>

〒630-8502 奈良市登大路町30番地
奈良県教育委員会事務局 教職員課 キャリア支援係

12 その他

- (1) 受講するためには、所属長の承諾が必要。講習の当日には受講決定通知書に所属長の承諾の確認（押印）を記入し持参すること。
- (2) 当講習は文部科学省へ申請中であり、開設科目、科目区分、時間数、講師など変更する場合があります。講習の一部又は全部について変更や中止する場合は教職員課ホームページに掲載する。
- (3) 必要事項については、講座ごとに作成したクラスルームを通じて連絡する。
・登録されたメール宛てに講座ごとのクラスルームへのリンクが送られたら、コードを入力して速やかに参加すること。
- (4) 「特別支援学校教諭二種免許状」取得に必要な単位の修得方法については、（別紙2）を参考にすること。
- (5) 受講希望者が定員を著しく下回った場合は、講習を中止する場合があります。